

# 日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

## 【薬局】2025年4月調剤報酬改定（案）

作成：日医工株式会社 MPSグループ

参考資料：2025年1月29日 中医協総会資料総-8-1 「答申について（期中改定分）」  
2025年1月29日 中医協総会資料総-8-2 「答申について（医療DXに係る診療報酬上の評価の取り扱い）」  
2025年1月29日 中医協総会資料総-9-1 別紙3 「答申書（期中改定分）別紙3」  
2025年1月29日 中医協総会資料総-9-2 別紙3 「答申書（医療DXに係る診療報酬上の評価の取り扱い）別紙3」  
2025年1月15日 中医協総会資料総-5 参考「中間年改定の年に行う期中の診療報酬改定について」

資料No.20250131-2142

本資料は、2025年1月29日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです  
が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接  
または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

- 本資料は、厚生労働省および関連する部署が発出する資料をもとに作成した資料です。
- 本資料は、自社医薬品の製品プロモーションに係る内容は記載していません。
- 資料中に薬剤の一般名（成分名）が記載される場合がございますが、自社医薬品を意図した記載ではございません。
- 本資料に引用された図などについては、引用元のポリシーなどを遵守し記載しております。
- 引用された資料等で許諾が必要な場合には、所定の手続きを行い許諾を受けております。
- 本資料には、著作権等がございます。  
二次使用につきましては、ご相談等、承りますので下記フォームからお問い合わせください。  
**なお、フォームの送付のみで使用を許諾するものではございませんのでご注意ください。**
- 本資料に関するご質問等は、下記フォームからお受けしております。

ご質問等 受付フォーム：

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/inquiries/new>

お手持ちのモバイル機器からも送信できます ⇒



○薬価の中間年改定のタイミングで実施される「期中の調剤報酬改定」が実施されます

### 【特定薬剤管理指導加算3の□】

○選定療養に関する説明に長時間かかったケースもあることや、医薬品の供給が安定していない状況が続いており、薬局薬剤師の業務負担が更に増加していることを受けて、「特定薬剤管理指導加算3の□」が5点上乗せ（5点⇒10点）されます

### 【医療DX推進体制整備加算】

○マイナ保険証利用率が「10%、20%、30%」から「15%、30%、45%」に引き上げられます

○2025年4月からの「15%、30%、45%」基準は2025年9月まで適用され、  
2025年10月以降の基準は2025年7月頃を目途に実態を踏まえて検討・設定されます

○2025年3月末までの経過措置とされていた「電子処方箋対応体制」は6割以上の薬局が電子処方箋システムの導入を完了していることから、2025年4月以降は必須の基準となります

○紙の処方箋情報も全て登録することなどの負担も考慮し、点数が引き上げられます

# 特定薬剤管理指導加算3の口

○「特定薬剤管理指導加算3の口」は、2024年度調剤報酬改定で新設された点数で、

- ・長期収載品の選定療養に該当する品目を処方された患者への説明
- ・医薬品の供給状況により、前回調剤した銘柄を変更する患者への説明

が評価されています

## 2024年度改定で変更された内容

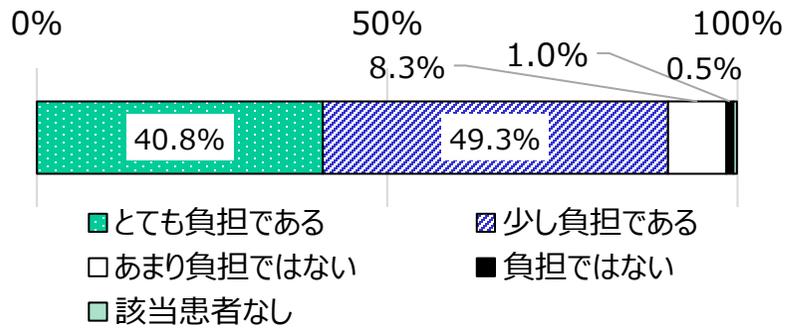
【現行（2024年度改定時）】算定要件		点数
1のイ	診療報酬上のハイリスク薬が <b>新たに</b> 処方された患者に対し、必要な薬学的管理指導を行った場合	10点
1のロ	診療報酬上のハイリスク薬の <b>用法・用量の変更、または患者の副作用の発現状況の変化等に基づき</b> 薬剤師が必要と認めて指導を行った場合	5点
2	「連携充実加算」届出医療機関で、抗悪性腫瘍剤を注射された悪性腫瘍の患者に対し、抗悪性腫瘍剤等を調剤する薬局の薬剤師が必要な指導を行い、医療機関に文書で情報提供した場合	100点
3のイ	医薬品リスク計画（RMP）の策定が義務付けられている医薬品を新たに処方された際に、RMP資料を活用し十分な指導を行った場合	5点
	処方薬について、緊急安全性情報等が新たに発出された場合に、安全性に係る情報提供と十分な指導を行った場合	
3のロ	選定療養の対象となる長期収載品を選択しようとする患者に説明を行った場合	5点
	医薬品の供給状況により、前回調剤した医薬品と別銘柄の医薬品を調剤し、説明を行った場合	

・**特別調剤基本料A薬局：【加算2】特別な関係の医療機関への情報提供は算定不可**

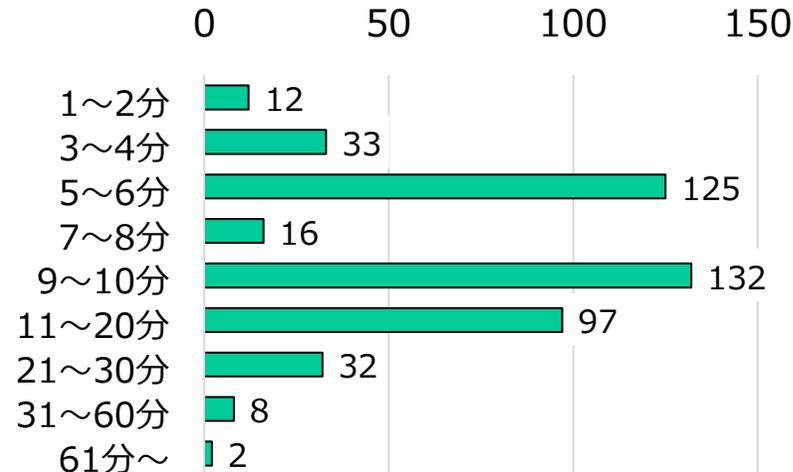
・**特別調剤基本料B薬局：【加算1～3】算定不可**

○中医協総会では、薬局での長期収載品の選定療養に関する患者への対応で、約9割の薬局が負担感を訴えていることや、患者への説明に長時間を要する場合があることや、業務に支障が出た等の対応困難事例が公表されました

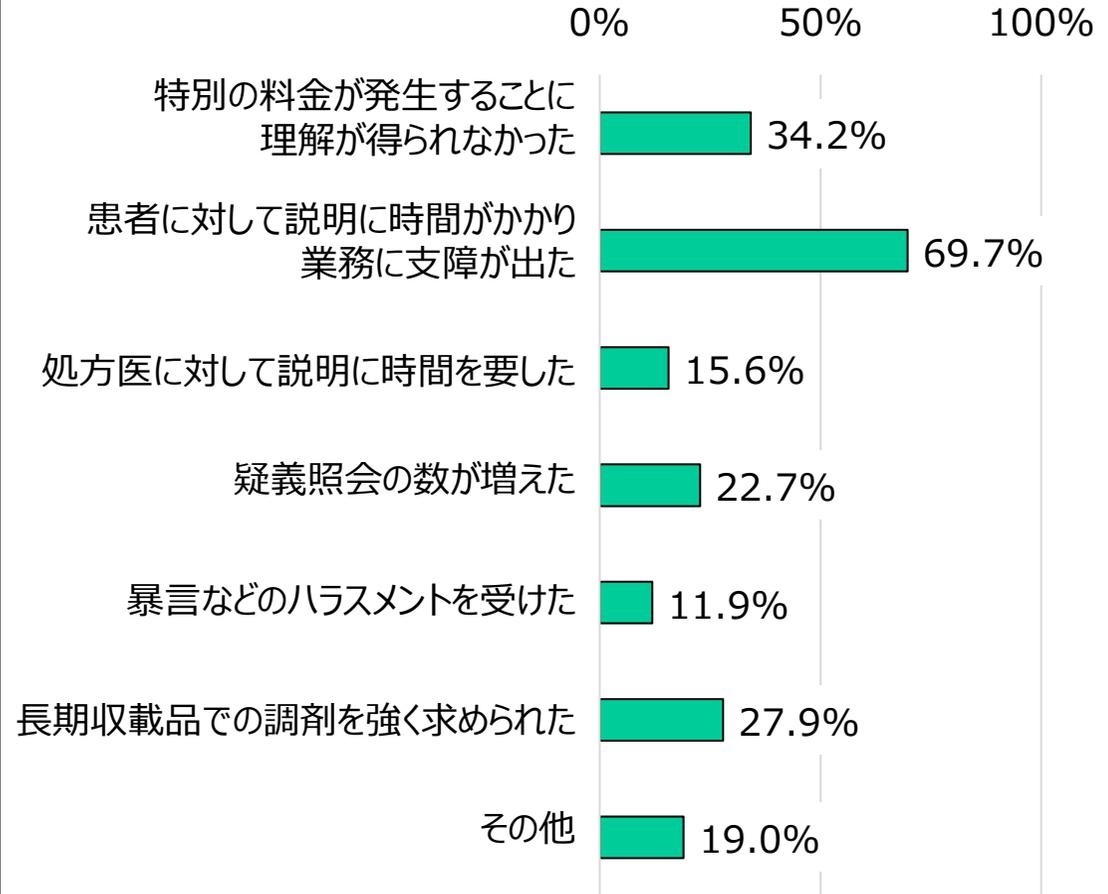
長期収載品の選定療養に関する患者への対応の負担感 (n=4,551)



長期収載品の選定療養に関する患者への説明に要した時間 (最も長くかった場合、n=457)



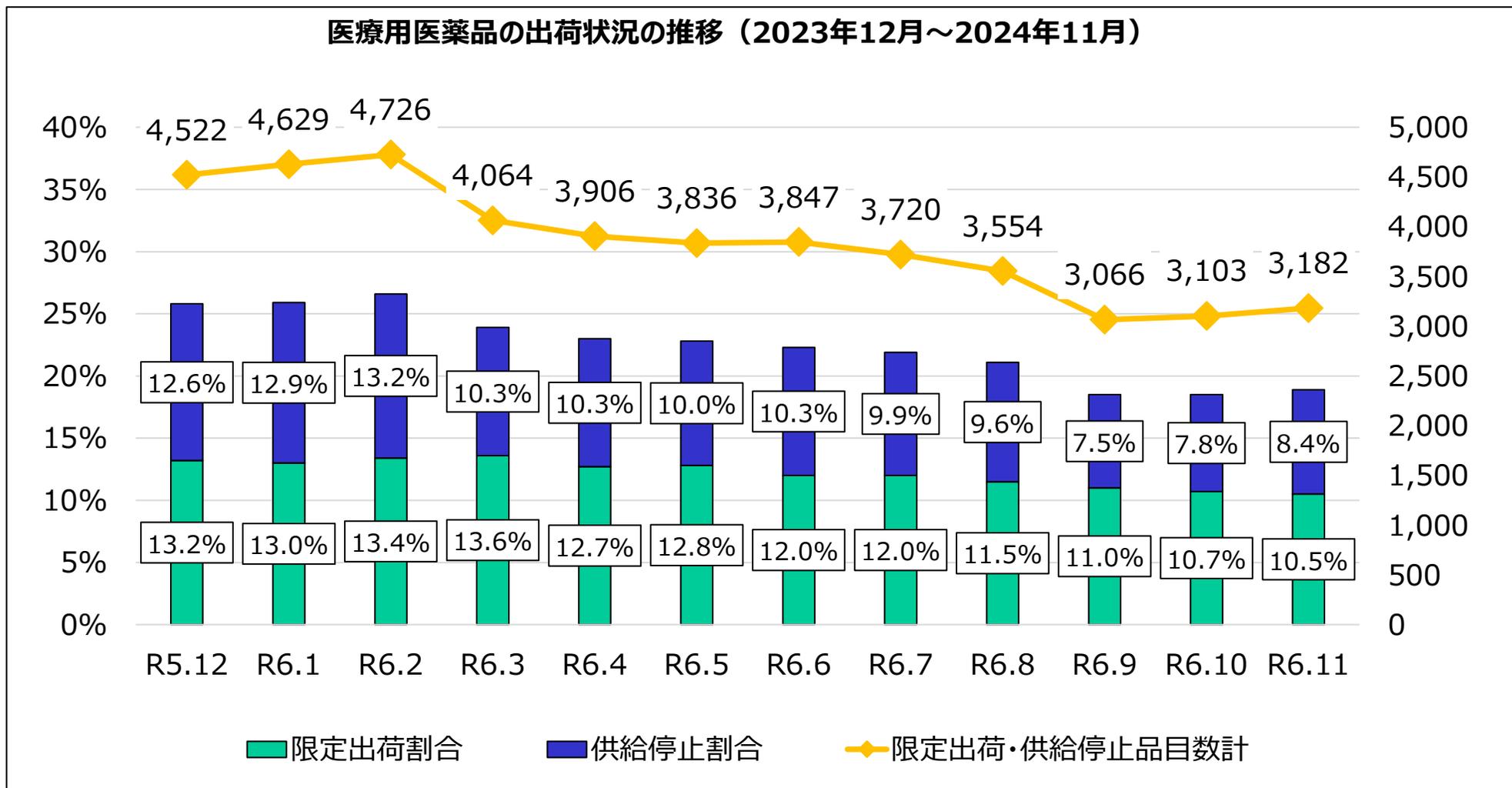
長期収載品の選定療養に関する対応困難事例等 (複数回答可、n=462)



(参考) 2024年12月25日の中医協総会資料を基に日医工(株)が作成

本資料は、2025年1月29日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

○中医協総会では、医療用医薬品の供給停止や限定出荷が継続している状況が示されました



(参考) 2024年12月25日の中医協総会資料を基に日医工(株)が作成

本資料は、2025年1月29日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

○「特定薬剤管理指導加算 3 の口」に5点上乗せ（5点⇒10点）されます

○薬価の中間年改定の年に行われる「期中の診療報酬改定」として2025年4月の施行が予定されています

## 2025年度改定で変更予定の内容

【2025年4月以降（案）】算定要件		点数
1のイ	診療報酬上のハイリスク薬が新たに処方された患者に対し、必要な薬学的管理指導を行った場合	10点
1のロ	診療報酬上のハイリスク薬の用法・用量の変更、または患者の副作用の発現状況の変化等に基づき薬剤師が必要と認めて指導を行った場合	5点
2	「連携充実加算」届出医療機関で、抗悪性腫瘍剤を注射された悪性腫瘍の患者に対し、抗悪性腫瘍剤等を調剤する薬局の薬剤師が必要な指導を行い、医療機関に文書で情報提供した場合	100点
3のイ	医薬品リスク計画（RMP）の策定が義務付けられている医薬品を新たに処方された際に、RMP資料を活用し十分な指導を行った場合	5点 ↓ <b>10点</b>
	処方薬について、緊急安全性情報等が新たに発出された場合に、安全性に係る情報提供と十分な指導を行った場合	
3のロ	<b>選定療養の対象となる長期収載品を選択しようとする患者に説明を行った場合</b>	
	<b>医薬品の供給状況により、前回調剤した医薬品と別銘柄の医薬品を調剤し、説明を行った場合</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別調剤基本料A薬局：【加算 2】特別な関係の医療機関への情報提供は算定不可</li> <li>・特別調剤基本料B薬局：【加算 1～3】算定不可</li> </ul>		

# 医療DX推進体制整備加算

- 「医療DX推進体制整備加算」は、2024年度調剤報酬改定で新設された点数で、質の高い医療を提供するため医療DXに対応する体制を確保している薬局が評価されています
- 電子処方箋による調剤体制の経過措置や、現行のマイナ保険証利用率は2025年3月末までとされていました

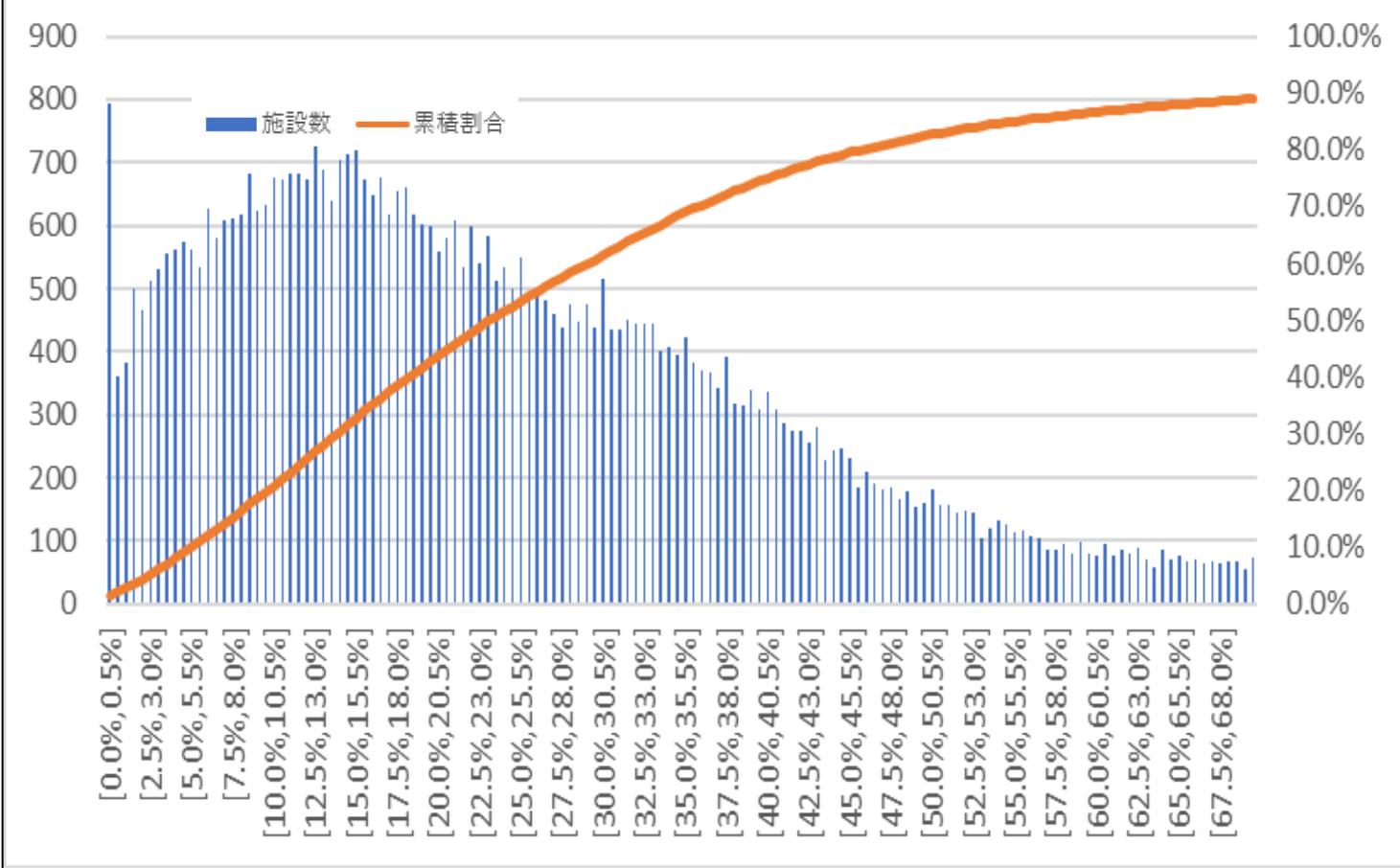
	2024年6～9月	2024年10月～12月	2025年1月～3月
点数 (マイナ保険証利用率)	4点 (なし)	加算1 : 7点 (15%以上) 加算2 : 6点 (10%以上) 加算3 : 4点 (5%以上)	加算1 : 7点 (30%以上) 加算2 : 6点 (20%以上) 加算3 : 4点 (10%以上)

【共通基準】	経過措置
オンライン請求の実施	
オンライン資格確認を行う体制	
オンライン資格確認を利用して診療情報、薬剤情報等を閲覧又は活用できる体制	
<b>電子処方箋による調剤ができる体制</b>	<b>2025年3月31日</b>
電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理体制	
電子カルテ情報共有サービスの活用体制	2025年9月30日
薬局内掲示 ア オンライン資格確認により取得した診療情報等を活用していること イ マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいること ウ 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施していること	(ウの掲示) 2025年9月30日
薬局内掲示事項について、ウェブサイトに掲載	2025年5月31日
サイバーセキュリティ対応体制	
(区分1, 2のみ) マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制	

本資料は、2025年1月29日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

○中医協総会で示されたグラフを見ると、2024年12月実績で、利用率30%以上の薬局割合は約40%、20%以上30%未満の薬局割合は約15%、10%以上20%未満の薬局割合は約25%です

マイナ保険証利用率（薬局・件数・12月実績）



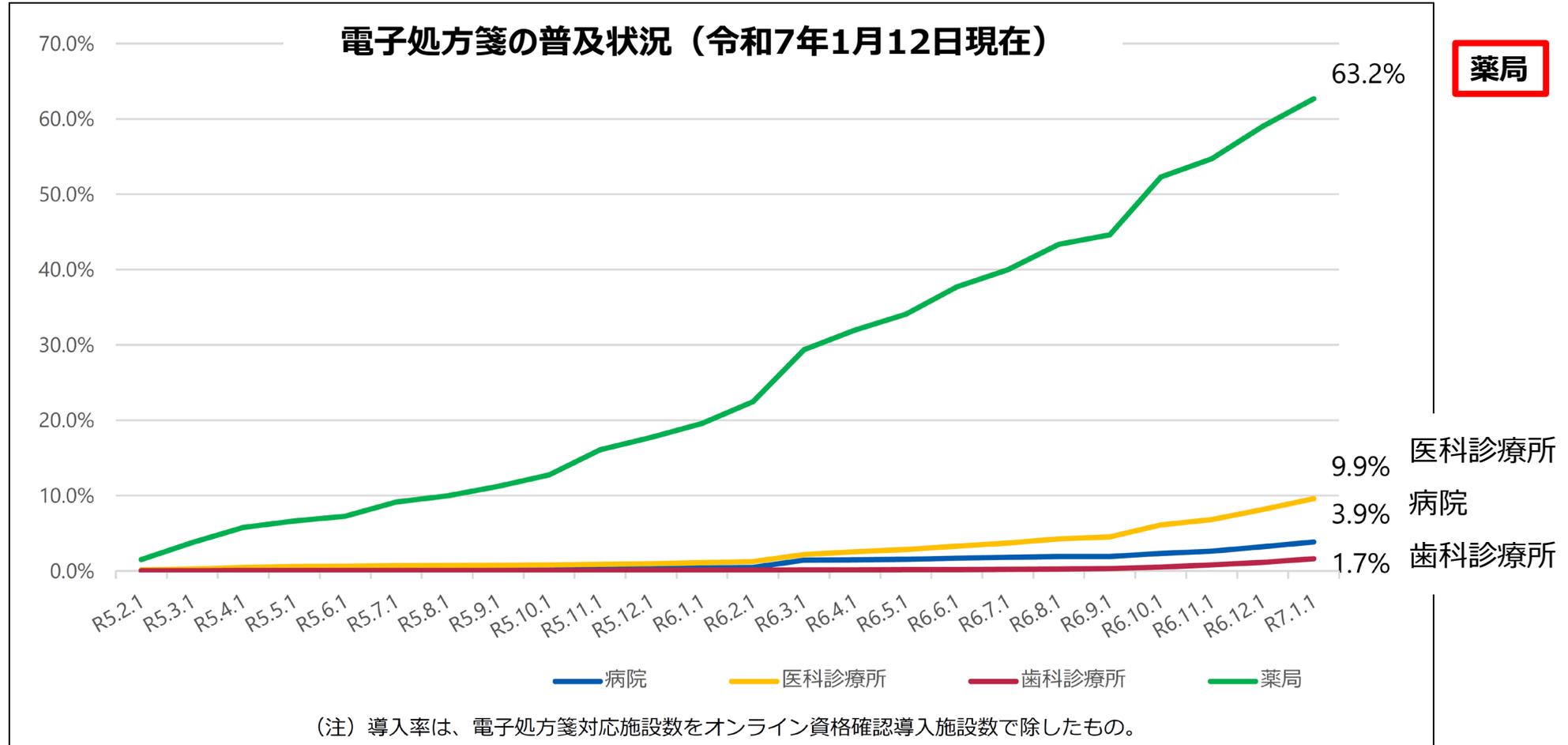
<b>施設数</b>	<b>57,585</b>
<b>平均値</b>	<b>30.8%</b>
<b>最大値</b>	<b>100.0%</b>
<b>第三四分位数</b>	<b>40.5%</b>
<b>中央値</b>	<b>23.6%</b>
<b>第一四分位数</b>	<b>12.3%</b>
<b>最小値</b>	<b>0.0%</b>

※利用割合 = MNC利用人数/ レセプト枚数 ※ レセプト枚数50以上等の施設を対象に算出

(参考) 2025年1月29日中医協総会資料から日医工（株）が抜粋

本資料は、2025年1月29日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

○2025年1月12日現在の電子処方箋の普及状況について、薬局は63.2%で年度内に約8割弱の薬局への導入が見込まれています



(参考) 2025年1月29日中医協総会資料から日医工（株）が抜粋し、加工

本資料は、2025年1月29日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

- 医療DX推進体制整備加算の「電子処方箋対応体制」は必須となり、マイナ保険証利用率の引き上げとともに、点数も引き上げられます
- 薬価の中間年改定の年に行われる「期中の診療報酬改定」として2025年4月の施行が予定されています

2025年3月末まで			2025年4月以降		
点数		マイナ保険証利用率	点数		マイナ保険証利用率
		2025年1月～3月			2025年4月～9月
加算1	7点	30%以上	加算1	<b>10点</b>	<b>45%以上</b>
加算2	6点	20%以上	加算2	<b>8点</b>	<b>30%以上</b>
加算3	4点	10%以上	加算3	<b>6点</b>	<b>15%以上</b>
<b>【施設基準】</b> (1)～(3) (略) (4)「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋（以下「電子処方箋」という。）により調剤する体制を有していること。 (略)			<b>【施設基準】</b> (1)～(3) (略) (4)「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋（以下「電子処方箋」という。） <b>を受け付け、当該電子処方箋により調剤する体制を有するとともに、紙の処方箋を受け付け、調剤した場合を含めて、原則として、全てにつき調剤結果を速やかに電子処方箋管理サービスに登録すること。</b> (略)		

紙の処方箋情報も全て速やかに登録することも基準として明示されます

(疑義解釈で案内予定の規定)

- ・厚生労働省が示すチェックリストを用いた点検が完了した薬局を「電子処方箋導入済み」として取り扱う
- ・2025年3月末時点で届出を行っている薬局で、電子処方箋を導入できていない薬局は辞退届が必要
- ・2025年3月末時点で届出を行っている薬局で、マイナ保険証利用率基準のみ満たしていない場合には、届出直しや辞退届は不要であるが、加算は算定できない（現行ルールと同じ）

本資料は、2025年1月29日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。



日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける  
テーマ別  
情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧  
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

**会員特典1** ▶ メールマガジンの受信

**会員特典2** ▶ 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>